

議案第 16 号

職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 39 年日出町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町職員の特殊勤務手当支給条例

第 2 条第 1 号中「及び国民健康保険税の賦課・」を「の」に改め、同条第 3 号中「在宅結核患者」を「在宅結核患者等」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

（4） 削除

第 2 条第 6 号及び第 7 号を次のように改める。

（6） 削除

（7） 削除

第 2 条に次の 3 号を加える。

（8） 狂犬病予防作業に従事する職員の特殊勤務手当

（9） 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当

(10) 動物死骸処理業務に従事する職員の特殊勤務手当

第3条中「町税及び国民健康保険税の賦課・徴収に従事したときに次の各号により支給する。」を「徴収事務のうち、庁舎外において行う搜索等の業務に従事したときに支給し、その額は、1件につき300円とする。」に改め、同条各号を削る。

第4条中「感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において感染症患者（罹病した家畜を含む。以下同じ。）若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給し、その額は、1日につき2,000円とする。」を「次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 感染症（町長が指定するものに限る。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症の患者（罹病した家畜含む。）若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業

(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。次号において「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

(3) 家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で町長が別に定めるもの

第4条に次の1項を加える。

2 前項の手当の額は、同項第1号又は第3号の作業に従事したときに支給し、その額は、1日につき290円とし、同項第2号の作業に従事したときに支給し、その額は、1日につき380円（著しく危険であると町長が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）とする。

第6条中「中」を削り、「介護福祉課、子育て支援課及び健康増進課に勤務する保健師」を「職員」に、「在宅結核患者」を「在宅結核患者等」に、「1月」を「1日」に、「1,500円」を「290円」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条 削除

第10条 削除

第13条を第16条とする。

第12条第1項中「支給する。」を「支給する」に、「当該」を「、当該」に改め、同条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

第11条 第2条第8号の手当は、職員が狂犬病の予防接種等の作業に従事したときに支給し、その額は、1日につき350円とする。

第12条 第2条第9号の手当は、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 道路、河川、町有施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において行う巡回監視又は重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下この条において「応急作業等」という。）

(2) 前号に掲げる作業に準ずると町長が認める作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号の巡回監視 350円

(2) 前項第1号の応急作業等 530円

(3) 前項第2号の作業 530円の範囲内において、それぞれの作業に応じて町長の定める額

- 3 同一の日において、前項第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額を手当の額とする。

第13条 第2条第10号の手当は、動物死骸処理業務に従事したときに支給し、その額は、1体につき300円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日出町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条中「職員の特殊勤務手当支給条例」を「日出町職員の特殊勤務手当支給条例」に改める。

第28条中「第10条」を「第13条」に改める。

理 由

災害応急作業手当等、特殊勤務として認められる手当について支給できるようにしたいので提出する。